

泉中央公園遺跡発掘調査報告書

— 泉中央公園施設改良工事に伴う埋蔵文化財調査 —



2 0 1 7

横 浜 市 泉 土 木 事 務 所

公益財団法人 横浜市ふるさと歴史財団

例 言

- 1 本書は、平成 29 年 2 月 16 日から 3 月 1 日までに実施した横浜市泉土木事務所が公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団に委託した泉中央公園施設改良工事に伴う埋蔵文化財本発掘調査業務委託の成果をまとめた埋蔵文化財発掘調査報告書である。
- 2 現地調査は平成 29 年 2 月 16 日から 3 月 1 日まで実施し、整理報告業務は平成 29 年 5 月 8 日から 5 月 31 日まで実施した。
- 3 泉中央公園遺跡の遺跡番号は県 (泉区No.78)、市 (泉区No.76) である。
- 4 遺跡の位置は、世界測地系で北緯 35 度 24 分 44 秒、東経 139 度 29 分 24 秒である。
- 5 本書に掲載している挿図の指示は以下の通りである。
 - ◎縮尺は適宜図中に示した。
 - ◎方位は全て真北を示し、水系レベルは標高を示す。
 - ◎特徴のある部分についてはトーンを用いて表現した。
- 6 調査組織
 - 調査主体 公益財団法人 横浜市ふるさと歴史財団 理事長 五味文彦
 - 埋蔵文化財センター 学芸担当係長 橋本昌幸
 - 調査研究員 平山尚言
 - 支援業務 有限会社横浜技術コンサルタント
- 6 整理報告作業は埋蔵文化財センターにおいて行なった。
- 7 今回の調査で出土した遺物及び記録等については、公益財団法人 横浜市ふるさと歴史財団埋蔵文化財センターに保管されている。
- 8 発掘調査及び出土品の整理作業に際しては、次の諸氏・諸機関にご協力を賜った。ここにご芳名を記し深謝の意を表する (敬称略 五十音順)。
 - 阿諏訪青美 北野紀子 廣瀬有紀雄 株式会社きたむら園

目 次

例 言

1 遺跡の位置と環境	1
2 調査に至る経緯と調査経過	3
3 基本層序	4
4 発見された遺構	5
5 まとめ	5
6 写 真	8
抄 録	

1 遺跡の位置と環境

泉中央公園遺跡は、相鉄いずみ野線いずみ中央駅から南東方向に約 390m に所在する。この付近は横浜市の南西端に位置し、西側を境川に画されて藤沢市と接している。周辺の地形は多摩丘陵と相模野台地の境にあたり、本遺跡の所在する多摩丘陵西側は、上面が比較的平坦な中位段丘面を呈する。本調査地点の標高は北端約 39 m を測り、南端では約 36 m とやや落ち込む。また、調査地点の西から南方にかけて蛇行する和泉川に沿うように挟まれ、やや急峻な斜面を形成している。

本遺跡の周辺には鎌倉時代前期の信濃国武士、泉小次郎親衡（親平）に関連する寺社が多くみられる。西隣する臨済宗長福寺は親衡創建の道場に由来するとされ、一帯には親衡の館跡が所在したと伝わる（蘆田 1998）。親衡は『吾妻鏡』建暦 3 年（1213）2 月 16 日条（資料 1）にみえ、二代将軍源頼家の遺児千寿丸を擁して、北条氏より政権を奪おうと計画するも露見し、多くの武士が捕縛される。この企てに関与した者のなかに幕府重臣和田氏の一族が含まれていたことから、同年の和田合戦につながるといわれており、親衡はその後、追手の工藤十郎らを殺して逃亡し、行方不明となる（資料 2）。なお、本遺跡を含む泉中央公園一帯は、昭和 63 年に「泉小次郎伝承地」として横浜市地域文化財に登録されている。

周辺の遺跡としては、同じ台地上に所在する草木遺跡があげられる（図 1－2）。本地点から約 700m 南方にあり、平安時代の竪穴式住居址 2 軒、掘立柱建物址 2 棟、土壇 10 基、中世の溝状遺構 2 条、道路状遺構 1 条、ピット群が検出している。この他の遺跡としては本段丘面の下、和泉川との間の低位沖積面に集中してみられ、いずれも中世から近世にかけての道路状遺構が確認されている。本地点から約 740m 南西側、和泉

川をわたった低位沖積面中央に中ノ宮北遺跡（図 1－3）があり、残存する長さで約 140 m、幅 4～15 m ほどの道路状遺構が検出している。そこから南方約 430m には中ノ宮遺跡（図 1－4）が所在し、中世の道路状遺構 2 条、溝状遺構 1 条、中世から近世にかけての道路状遺構 2 条、井戸 1 基が確認されている。また、本地点から約 600m 北西方向にあるいずみ野遺跡（図 1－5）では、古墳時代から奈良時代の

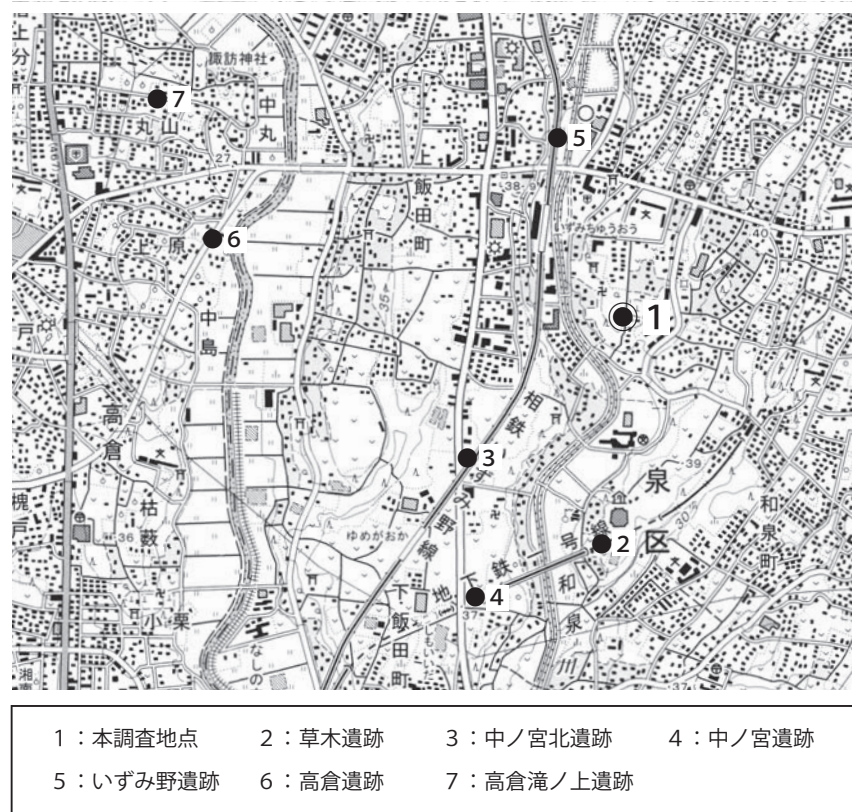


図 1 本調査地点と周辺の遺跡 (1/25,000)

竪穴式住居址 8 軒のほか、中・近世の溝状遺構および中世の道路状遺構が検出している。

本地点の南方、中世の飯田郷には飯田五郎家義の館跡（泉区下飯田町富士塚団地付近か）が伝わり、飯田氏は鎌倉・南北朝期を通じて当地の地頭であったとされる（資料 3）。この近接する両館に挟まれるように鎌倉街道上の道が南北に走り、本調査地点の北西すぐには大山道が交わる。近傍の瀬谷原（横浜市瀬谷区）での合戦などからも、本地域一帯が中世交通の要衝であったことがうかがわれる（資料 4）。

資料 1 『吾妻鏡』第 21 建暦 3 年 (1213) 2 月 16 日条 読み下し（『国史大系 吾妻鏡』前編、吉川弘文館、1964 年）
丁亥、天晴る、安念法師が白状によって、謀反の輩所々において生虜らる、いはゆる一村小次郎近村（信濃国住人匠作（泰時）これを預らる）・籠山次郎（同国の住人高山小三郎重親これを預る）・宿屋次郎（山上四郎時元これを預る）・上田原平三父子三人（豊田太郎幹重これを預る）・菌田七郎成朝（上條三郎時綱これを預る）・狩野小太郎（結城左衛門尉朝光これを預る）・和田四郎左衛門尉義直（伊東六郎祐長これを預る）・和田六郎兵衛尉義重（伊東八郎祐廣これを預る）・澁川刑部兼守（安達右衛門尉景盛これを預る）・和田平太胤長（金窪兵衛尉行親・安東次郎忠家これを預る）・磯野小三郎（小山左衛門尉朝政これを預る）、このほか白状に云はく、信濃国保科次郎・栗澤太郎父子・青栗四郎・越後国木曾瀧口父子・下総国八田三郎・和田・奥田太・同四郎・伊勢国金太郎・上総介八郎・甥臼井十郎・狩野又太郎等と云々、およそ張本百三十餘人、伴類二百人に及ぶと云々、その身を召し進ずべきの旨、国々の守護人等に仰せらる、朝政・行村・朝光・行親・忠家これを奉行すと云々、この事濫觴を尋ねらるれば、信濃国の住人泉小次郎親平、去々年より以後謀逆を企て、上件の輩を相語らひ、故左衛門督殿の若君（尾張中務丞の養君）をもって大將軍となし、相州を度りたてまつらんと欲すと云々、

資料 2 『吾妻鏡』第 21 建暦 3 年 (1213) 3 月 2 日条 読み下し（『国史大系 吾妻鏡』前編、吉川弘文館、1964 年）
癸卯、天晴る、今度叛逆の張本泉小次郎親平、遑橋に隠居するの由その聞えあるによって、工藤十郎を遣はして召さるるところ、親平左右なく合戦を企て、工藤ならびに郎従数輩を殺戮し、すなはち逐電するの間、かの前途を遮らんがために、鎌倉中騒動す、しかれどもつひにその行方を知らずと云々、

資料 3 源義頼讓状 元徳 2 年 (1330) 10 月 28 日 読み下し

（『神奈川県史』No. 2938 号文書、資料編 2 古代中世、1973 年、吉川弘文館）

譲り与う 嫡子次郎四郎義雄の所

相模国飯田郷・伊予国行元名（ゆきもとみょう）・長門国大野庄に在る地頭職の事、
右、所々の地頭職に於いては、義頼重代相伝の所領なり、而るに義雄嫡子として、代々の御下文ならびに次第手續ぎ（継ぎ）證文等を相副え、之れを譲り与う所なり、次いで重代の旗・鎧は、代々嫡子相承の間、同じく之れを付け渡しおわんぬ、随いて限り有る関東御公事以下、先例を守り之れを勤仕せしむべし、もし子孫等の中に此の状に背き違乱・競望を致す輩有らば、不孝の仁に於いて罪科に處さるべし、はたまた庶子等の中に、惣領の命に背く族は、定法に任せ罪科を申し行い、其の跡に至りては、惣領知行すべきもの也、よって後代の亀鏡として譲り状くだんのごとし、

元徳二年十月二十八日

源 義頼（花押）

資料 4 豊嶋範泰着到軍忠状 (豊嶋宮城文書) 応永 24 年 (1417) 正月 読み下し
(『神奈川県史』No. 5504 号文書、資料編古代中世 (3 上)、1975 年、吉川弘文館)

着到

豊嶋三郎左衛門尉範泰申す軍忠の事

右、去年十二月廿五日夜、武州入間河に於いて、二階堂」下総入道に同心せしめ、御敵伊予守を追落しおわんぬ、其れ以」後今年 (応永廿四) 正月五日、瀬谷原の合戦に於いて、散々に太刀打ち仕り、乗馬を切られ、家人数輩疵を被りおわんぬ」、同八日大将御迎えのため、久米河御陣へ馳参り供」奉せしむ、鎌倉御入の期に至り、宿直警固を致すの上」は、御証判を下し給い、向後の亀鏡に備えんがため、恐々言□」上件の如し、

応永廿四年正月 日

承り候いおわんぬ (花押)

2 調査に至る経緯と調査経過

平成 28 年 1 月 21 日、横浜市泉土木事務所から横浜市教育委員会生涯学習文化財課に対して、本事業計画に基づく現地確認調査が依頼され、現地確認調査を実施した。その結果、当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地 (市：泉区No. 76) の範囲に含まれており、中世城跡に伴うと考えられる空堀・土塁様の遺構が確認された。そのため、遺跡の有無、内容等を確認する目的で試掘調査を実施し、その結果に基づいて今後の埋蔵文化財の保護措置、指導を行うこととした。

試掘調査は平成 28 年 2 月 10 日に、横浜市教育委員会生涯学習文化財課により行われた。調査は、公園南東側の道路拡幅範囲にかかる土塁様の高まりを対象に試掘坑を 3 か所設定し、調査された。その結果、いずれの試掘坑からも自然堆積土を掘り残した土塁と想定される遺構が確認された。

発掘調査にかかる届出文書

文書種別・内容		文書番号	日付	発信者	受信者
文化財保護法第 92 条に伴う発掘届	発掘調査届の届出	横歴理第 1066 号	平成 29 年 1 月 19 日	財団理事長	県教育長
	埋蔵文化財の発掘調査について (通知)	文 遺 第 50082 号	平成 29 年 2 月 9 日	県教育長	財団理事長
	埋蔵文化財の発掘調査について (伝達)	教生文第 6059 号	平成 29 年 2 月 15 日	市教育長	財団理事長
出土品の手続き	埋蔵物の発見届	横歴理第 1078 号	平成 29 年 3 月 3 日	財団理事長	泉警察署長
	出土文化財保管証	横歴理第 1078 号	平成 29 年 3 月 3 日	財団理事長	県教育長
	埋蔵物の文化財認定帰属について (通知)		平成 29 年 3 月 23 日	市教育長	県教育長
	埋蔵物の文化財認定帰属について (伝達)	教生文第 6001 号	平成 29 年 4 月 7 日	市教育長	財団理事長

※名称・職名の略記は次のとおりである。財団理事長：公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団理事長 県教育長：神奈川県教育委員会教育長 市教育長：横浜市教育委員会教育長

本事業計画において調査区北側の植樹 4 か所について抜根工事が予定されていた。植樹抜根により土塁および空堀様の窪みへの損壊が想定されることから、調査区を南北に分割し、北側部を先行して調査することで対応した。また、今後の事業計画に係わる埋蔵文化財の保護措置として、土塁から空堀様の窪みと想定される範囲については、南北に延びる調査区中央付近に直交するようにトレンチ調査範囲を設定した。

本発掘調査は平成 28 年 2 月 20 日に機材搬入等を行ない、現地調査に着手した。重機により調査区北側部から表土の掘削を開始したところ、試掘調査で確認されていた土塁上面 (自然堆積層) を検出し、そこから東側の法面を検出・精査しながら遺構の全容を明らかにした。22 日に北側部の精査が終了し

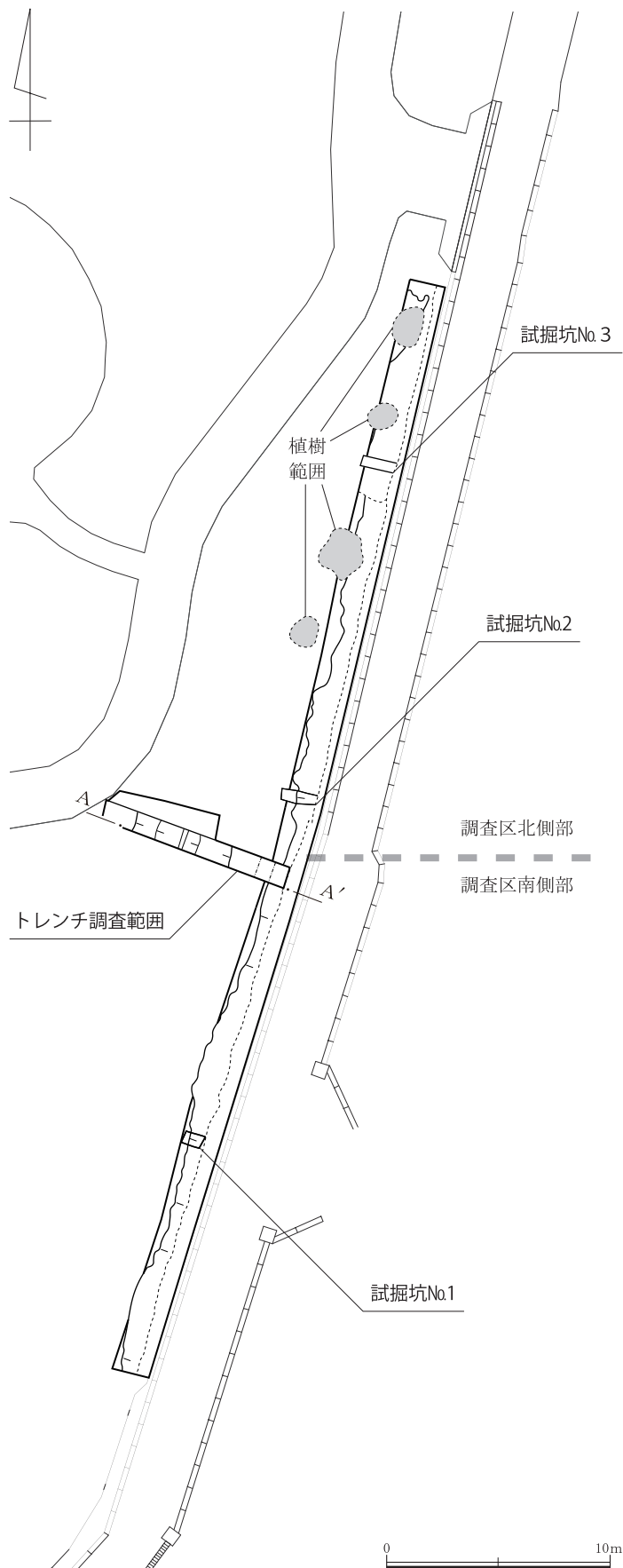


図2 調査範囲図 (1/300)

た後、全景写真を撮影し、24日には北側部の土塁確認範囲の測量を実施した。24日に横浜市教育委員会生涯学習文化財課担当者が北側部の土塁と植樹抜根前の状況を確認し、北側部は調査完了とした。調査区南側部は21日より表土掘削を開始し、28日には精査が終了し、全景写真撮影および土塁確認範囲の測量を実施した。トレンチ調査は27日より開始し、道路側(東)から公園方向に向けて掘削をすすめた。一部、確認された遺構の深度が1.5m以上に及ぶ範囲に対しては、段切り状に拡幅し、安全に留意しながら調査を行なった。その結果、馬の背状の土塁から薬研堀状の空堀に至る一連の遺構を確認した。28日にトレンチ内を精査した後、断面の写真を撮影し、セクション図を作成した。3月1日にトレンチ断面の土層観察を行ない、本調査を完了した。

3 基本層序

調査対象区の堆積土は全体的に表土層が薄く、遺構確認面である自然堆積土は調査区中央付近を境に、暗褐色土からローム層へと移り変わり、南方に傾斜する。

トレンチの断面観察(図3)により、土塁の構成土が自然堆積土を掘り残した暗褐色土層(Ⅱ・Ⅲ層)を主体とし、その直下から空堀肩部にかけてローム層(Ⅳ～Ⅵ層)の堆積が確認された。なお、空堀覆土上層(図3-4層)より宝永火山灰層が検出している。

4 発見された遺構

検出された遺構は、土塁1条と空堀1条である。

(1) 土塁

南北に延びる調査区のうち、北側植樹範囲は概して遺存状態が悪く、そこから南方約35mに関しては一部、頂部付近から片側法面にかけての土塁が検出した。主軸はおおよそN-15°-Eを指向する。トレンチ調査の断面観察より、幅2.7m・高さ0.6m・勾配約30°を測る馬の背状の土塁断面が確認された。構成層は暗褐色土を主体とした自然堆積層を削り出して構築され、顕著な版築はみられない。土塁西端よりローム土の空堀肩部へと繋がるが、東端は公園の擬木柵打設時に開削され、滅失している。

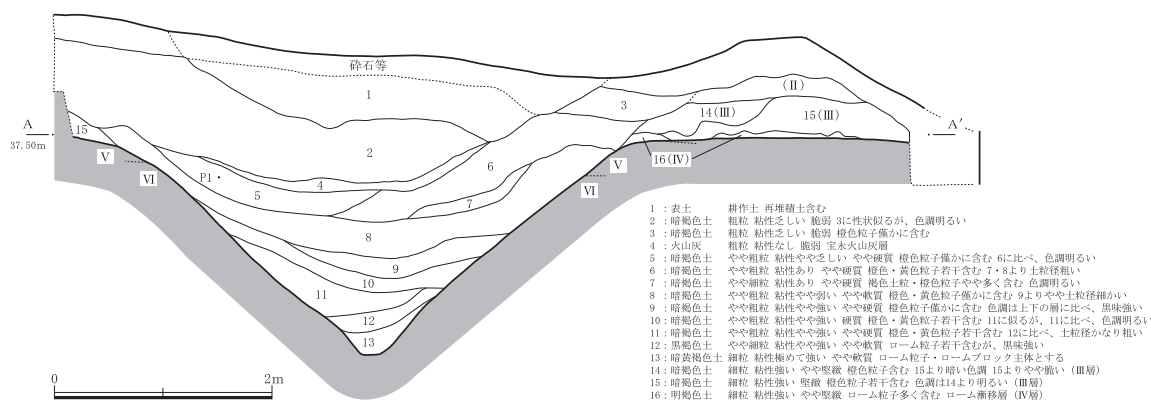


図3 トレンチ調査南壁セクション図 (1/60)

(2) 空堀

トレンチ調査により確認した。幅が約4.6m、地表面下からの深度は最大約2.7mを測り、断面形は薬研堀状を呈する。断面東側の土塁法面から連続しており、堀の勾配は約40°を測り、最深部付近で約50°と落ち込む。堀はローム土を掘り込み、表面は概ね平滑で、丁寧に調整されている。覆土はレンズ状に堆積し、上層4層からは宝永4年(1707)に降下した火山灰層が検出された。このことから18世紀初頭にはほとんど埋没していたものとおもわれる。出土遺物は宝永火山灰層直下の5層より、土器細片1点が出土しているが、残存状態は良好でなく、詳細な時期を特定することはできなかった。

5 まとめ

今回の調査により、土塁から空堀に至る一連の遺構が存在することが判明した。出土した遺物は僅少であり、詳細な時期の特定はできないが、本址の形状から中世以降の所産である可能性が高い。中世の空堀では市内の都筑区茅ヶ崎城址(坂本・倉沢1991)や鶴見区寺尾城址(財団法人横浜市ふるさと歴史財団埋蔵文化財センター1994)でも検出しており、覆土上層に宝永火山灰層を包含している状況もみられる。本調査地点の北側、平成22年に横浜市教育委員会生涯学習文化財課が実施した集会所建設に

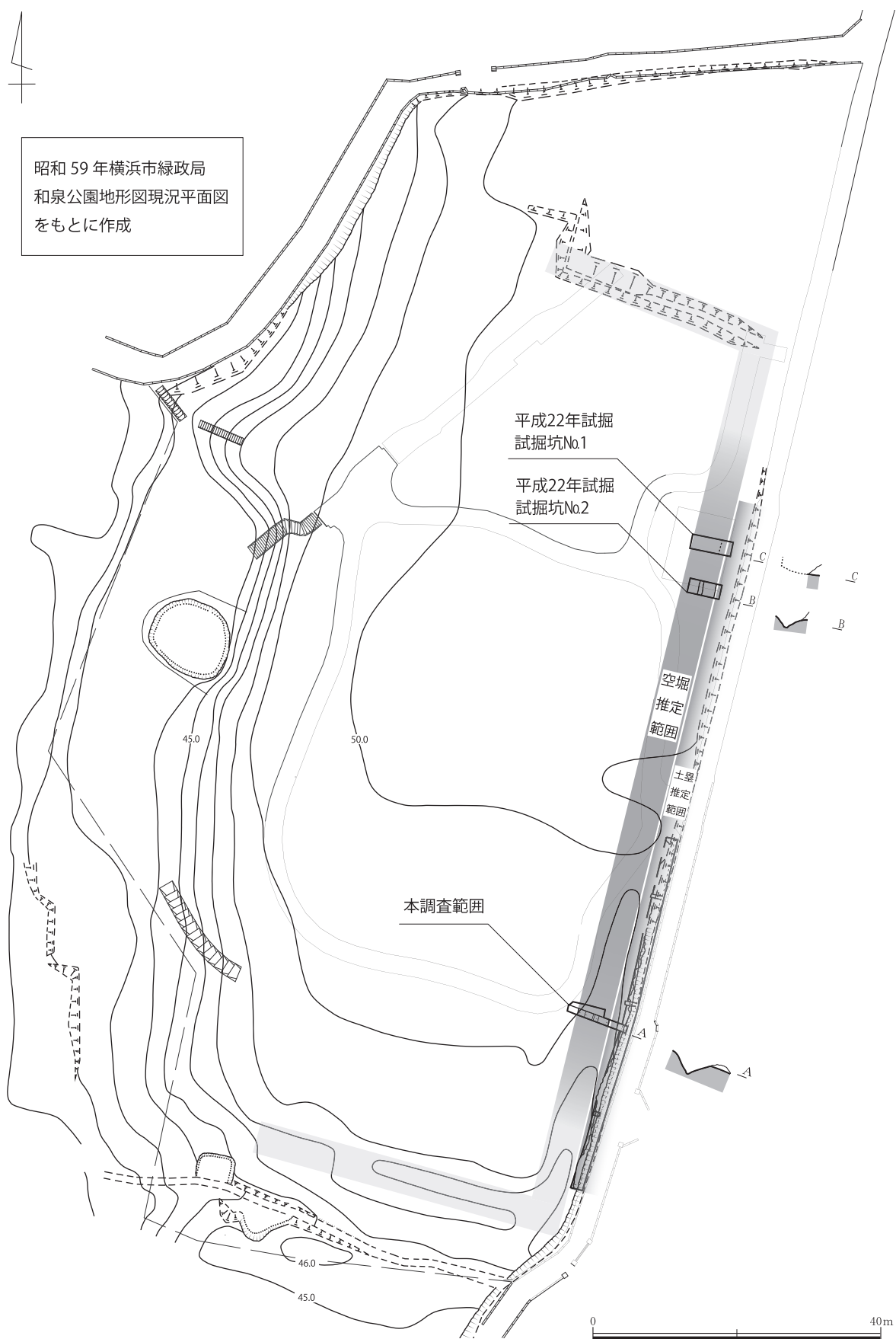


図4 泉中央公園遺跡空堀・土塁推定範囲模式図

伴う試掘範囲確認調査では、空堀と土塁の一部とおもわれる起ち上がりが確認されている（横浜市教育委員会 2012）。この調査成果も踏まえると、公園東側に沿って土塁縁辺が南北方向に延びながら、その内帯に空堀が併存する広がりが見込まれる（図 4）。また、昭和 61 年の泉区誕生とともに泉中央公園が開園するにあたり、事前に測量された地形図（昭和 59 年）に照らし合わせると、公園南東側には溝状の窪地が道路際から南側斜面の等高線にかけてみられる。くわえて、公園北側の溝状の落ち込みが旧状を残していると仮定するならば、台地西側の斜面地に対して、空堀を「コ」の字状に画することで台地平坦面を囲繞した当該期の土地利用が推測される。

本報告「1 遺跡の位置と環境」で述べたとおり、本台地の西側、和泉川流域にかけての低位沖積面に所在する遺跡からは、中世から近世にかけての道路状遺構が確認されており、周辺の地域には鎌倉時代の泉小次郎親衛に関連する寺社や同時代の史跡がまともってみられる（図 5）。本調査成果をもって泉氏の居館跡と断定することはできないが、鎌倉街道上の道や大山道を見下ろす台地上に占拠し、一定の規模を有する中世の要衝が存在していた可能性は推測される。

【参考文献】

- 蘆田伊人校訂・圭室文雄補訂 1998 『新編相模国風土記稿』第五巻 雄山閣
- 池元善秋 1980 『日本城郭体系』第 6 巻 新人物往来社
- 鹿島保宏・鈴木重信 1999 『中ノ宮北遺跡発掘調査報告書』財団法人横浜市ふるさと歴史財団埋蔵文化財センター
- 坂本 彰・倉沢和子 1991 『茅ヶ崎城』横浜市埋蔵文化財センター
- 相模鉄道延伸事業区域内遺跡発掘調査団 1991 『横浜市泉区いずみ野遺跡発掘調査報告書』相模鉄道株式会社
- 平子順一・橋本昌幸・鈴木重信 1997 『下飯田林・中ノ宮・草木遺跡発掘調査報告書』財団法人横浜市ふるさと歴史財団埋蔵文化財センター
- 横浜市教育委員会 2012 『平成 22 年度文化財年報（埋蔵文化財その 29）』

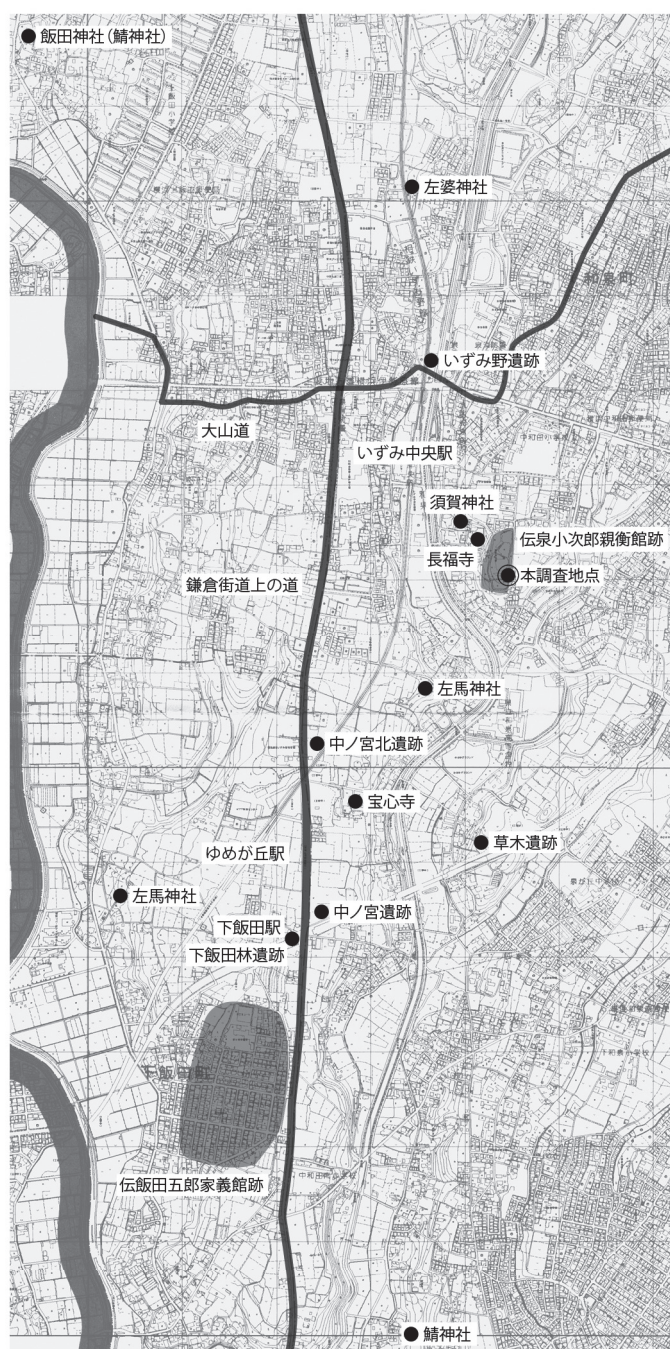


図 5 中世の和泉と関連遺跡（鹿島ほか 1999 をもとに作成）

6 写 真



1. 調査地点遠景（南から）



2. 調査区掘削前近景（北から）



3. 調査区掘削前近景（南から）



4. 調査区北側部完掘全景（北西から）



5. 調査区北側部完掘全景（南から）



6. 調査区南側部完掘全景（南から）



7. トレンチ調査区完掘全景(西から)



8. トレンチ調査区完掘全景(北西から)



9. トレンチ調査区土塁近景(北西から)



10. トレンチ調査区空堀近景(北西から)



11. 作業風景(南から)

抄 録

ふりがな	いずみちゅうおうこうえんいせきはつくつちょうさほうこくしょ							
書 名	泉中央公園遺跡発掘調査報告書							
副 書 名	泉中央公園施設改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査							
巻 次								
シリーズ名								
シリーズ番号								
編著者名	橋本昌幸 平山尚言							
編集機関	公益財団法人 横浜市ふるさと歴史財団 埋蔵文化財センター							
所 在 地	〒 247 - 0024 神奈川県横浜市栄区野七里 2 - 3 - 1 電話 045 - 890 - 1155							
発行年月日	平成 29 (2017) 年 6 月 30 日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所 在 地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 m ²	調査原因
		市町村	遺跡番号					
いずみちゅうおう 泉 中 央 公園	かながわけんよこはまし 神奈川県横浜市 いずみくいずみちゅうおう 泉区和泉中 央 みなみよんちょうめ 南四丁目 22	14186	泉区 78 (神奈川県 遺跡番号)	35 度 24 分 44 秒	139 度 29 分 24 秒	20170216 ～ 20170301	80 m ²	公園整備
所収遺跡名	種類	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
泉中央 公園	城跡	中世	土塁 1 ・空堀 1		1 箱		中世の土塁を検出。トレンチ調査により、馬の背状の土塁から薬研堀状の空堀にかけての断面を確認。	

泉中央公園遺跡発掘調査報告書

— 泉中央公園施設改良工事に伴う埋蔵文化財調査 —

編集／公益財団法人 横浜市ふるさと歴史財団 埋蔵文化財センター

〒 247-0024 神奈川県横浜市栄区野七里 2 - 3 - 1 TEL 045-890-1155

発行／横浜市 泉土木事務所

公益財団法人 横浜市ふるさと歴史財団

発行日／平成 29 年 6 月 30 日

印刷所／株式会社 弘文社